

震災編及び震災編附編（第1回事前協議）

「流山市地域防災計画」事前協議（確認事項）意見【第1回】

震災編及び震災編附編

番号	頁		指 摘 事 項	No.
1	目次		下記のとおり修正 第1章 第5節 3 第2 地質 I-21 → <u>【削除】</u>	162
2	1	9	下記のとおり修正 関東管区警察局表内 <u>オ 津波警報に関すること</u>	163
3	1	10	下記のとおり修正 関東信越厚生局表内 <u>イ 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること</u> <u>ウ 関係職員の派遣に関すること</u> <u>エ 関係機関との連絡調整に関すること</u>	164
4	1	11	下記のとおり修正 国土交通省関東地方整備局表内 <u>(ク) 災害時相互協力に関する申合わせに基づく適切な緊急対応の実施に関すること</u>	165
5	1	11	下記のとおり修正 気象庁東京管区気象台（銚子気象台）表内 ア 気象、 <u>地象</u> 、水象に伴う災害に対する気象資料の提供に関すること イ <u>気象、地象（地震にあっては、地震動に限る）及び水象の</u> 予報及び警報等の発表・通報に関すること ウ 災害発生時における気象観測資料の提供に関すること	166
6	1	13	下記のとおり修正 独立行政法人水資源機構表内 ア 水資源開発施設（導水路を含む）の <u>新築（水資源機構移行時に着手済みの事業等に限る。）又は改築及び</u> 維持管理に関すること イ 水資源開発施設の <u>応急対策及び</u> 災害復旧に関すること	167
7	1	13	下記のとおり修正 成田国際空港（株）表内 <u>ウ 滞留者対策に関すること</u>	168
8	1	13	下記のとおり修正 東日本旅客鉄道（株）表内 <u>ウ 滞留者対策に関すること</u>	169

9	1	1 3	<p>下記のとおり修正</p> <p>東京ガス 表内</p> <p><u>ア ガス供給施設（製造設備等を含む）の建設及び安全確保に関すること</u></p> <p><u>イ ガスの供給に関すること</u></p>	170
10	1	1 4	<p>下記のとおり修正</p> <p>日本郵政グループ → <u>郵便事業株式会社</u></p> <p><u>ア 災害時における郵便事業運営の確保</u></p> <p><u>イ 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策</u></p> <p><u>(ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること</u></p> <p><u>(イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること</u></p> <p><u>(ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること</u></p> <p><u>(エ) 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分</u></p> <p><u>(オ) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関すること</u></p> <p>(新たな枠を追加)</p> <p>日本郵政グループ → <u>郵便局株式会社</u></p> <p><u>ア 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること</u></p> <p><u>イ 郵便事業株式会社の災害特別事務取扱い、株式会社ゆうちょ銀行の非常払及びかんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請あった場合の取扱いに関すること</u></p>	171
11	1	1 7	<p>県計画を参考に修正を検討</p> <p>市民 表内</p> <p>(参考) 県計画では下記とおりですのでご参考ください。(「千葉県地域防災計画(平成22年5月改訂)」で追加)</p> <p><u>(県 民)</u></p> <p><u>1 自らの生命・身体・財産の被害を最小限に食い止めるため住宅の耐震診断・改修等震災の予防を図る。また、食糧、飲料水等の備蓄、非常持出品の準備、家具・大型家電の転倒防止、ガス機器等の適切な取扱い等の出火防止対策など、各家庭での身近な震災発生時の備えを講じるとともに住民自らが隣近所、地域で協力し合い行動できるよう、地域コミュニティーの形成に努めること。</u></p> <p><u>2 県及び市町村等が実施する防災対策に協力するとともに、自発的な防災活動に積極的に参加し、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること。</u></p>	172

12	1	17	<p>県計画を参考に修正を検討 事業所表内</p> <p>(参考) 県計画では下記とおりですのでご参考ください。(「千葉県地域防災計画(平成22年5月改訂)」で追加)</p> <p><u>(事業所)</u></p> <p><u>1 事業所における防災対策の充実と従業員の安全の確保に努めるとともに、地域の防災活動に積極的に参加し、自主防災組織等との連携を図るなど、地域における防災力の向上に寄与すること</u></p> <p><u>2 集客施設を保有する事業所にあっては、来客者の安全確保に努めること</u></p> <p><u>3 事業所等は災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)の策定に努めること</u></p>	173
13	2	1	<p>なお、高齢者、障害者、外国人等災害時要援護者への広報にも十分配慮するとともに、わかりやすい広報資料の作成に努める。 → なお、高齢者、障害者、外国人等災害時要援護者への広報にも十分配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだわかりやすい広報資料の作成に努める。</p>	174
14	2	16	<p>下記のとおり修正 流山市商工会議所 → <u>流山商工会議所</u></p>	175
15	2	23	<p>県計画を参考に修正を検討 第2章 第3節 第1 地震火災の防止 →</p> <p><u>(防炎製品の活用を推進、通電火災防止対策を推進の記載を追加)</u></p> <p>(参考) 県計画では下記とおりですのでご参考ください。</p> <p>「千葉県地域防災計画(平成22年5月改訂)」第2章 第4節 1</p> <p><u>(1) 出火の防止</u></p> <p><u>ア 一般家庭に対する指導</u></p> <p><u>一般家庭内における出火を防止するため市町村は、自治会、自主防災組織等各種団体を通じて一般家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取扱い方について指導を行うこととし、県西部防災センターにおいては、同様の啓発指導を行い、「身の安全を確保した後、火の始末、火が出たら消火」等の地震火災の心得の普及及び徹底を図る。</u></p> <p><u>また、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が県内全ての住宅に設置されるよう普及促進に努めるとともに、防炎製品の活用を推進する。</u></p> <p><u>さらに、復電時における通電火災を防止するため、関係機関と連携し、通電火災防止対策を推進する。</u></p>	176
16	2	34	<p>下記について内容を確認の上、修正</p> <p>建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年10月27日法律第123号)に基づく千葉県耐震改修促進計画に準じて、流山市耐震改修促進計画を平成19年度までに策定し、特定建築物、公共建築物等の耐震改修を戦略的に推進するものとする。</p> <p><u>※策定済みの場合は表現を修正</u></p>	177

17	2	40	ウ 配電設備 震度5弱（水平加速度0.255G）の地震に対し、概ね送電可能な施設設計を行っている。 → ウ 配電設備 震度 <u>6</u> （水平最大加速度 <u>0.3G</u> ）の地震に対し、概ね送電可能な施設設計を行っている。	178
18	2	80	災害時要援護者の安全確保対策 なお、市は、国が梅雨前線豪雨、台風等の教訓を活かして策定した「災害時要援護者避難支援ガイドライン」に基づいて計画の整備等を行うこととする。 → なお、市は、国が梅雨前線豪雨、台風等の教訓を活かして策定した「災害時要援護者避難支援ガイドライン」 <u>及び県の作成した「災害時要援護者避難支援の手引き」を参考とし、</u> 計画の整備等を行うこととする。	179
19	2	81	災害時要援護者の所在情報に基づき、一人ひとりの要援護者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画（「避難支援プラン」と称する。）を <u>平成20年度までに</u> 策定する。 <u>※策定済みの場合は表現を修正</u>	180
20	3	25	気象庁地震発生約2分後、震度3以上の全国約180に区分した地域名と地震の発生時刻を発表する。 → 気象庁地震発生約 <u>1分半</u> 後、震度3以上 <u>の全国</u> <u>187</u> に区分した地域名と地震の発生時刻を発表する。 (参考) 気象庁ホームページ http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/index_seisinfo.html	181
21	3	43	下記のとおり修正 総務省消防庁表内 勤務時間内 消防防災無線（衛星系）電話048-500-7527 → <u>048-500-90-49013</u> 消防防災無線（衛星系）FAX048-500-7537 → <u>048-500-90-49033</u> 消防防災無線（地上系）電話120-7527 → (削除) 消防防災無線（地上系）FAX120-7537 → (削除) 勤務時間外 消防防災無線（衛星系）電話048-500-7782 → <u>048-500-90-49102</u> 消防防災無線（衛星系）FAX048-500-7789 → <u>048-500-90-49036</u> 消防防災無線（地上系）電話120-7782 → (削除) 消防防災無線（地上系）FAX120-7789 → (削除) <u>※消防防災無線（地上系）については、市の施設からの利用はできないため削除</u>	182

			県計画を参考に修正を検討	
22	3	84	<p>第3章 第5節 第8 避難所の運営 4 避難所の生活環境保護 → (ペット対策の記載を追加)</p> <p>(参考) 県計画では下記とおりですのでご参考ください。 「千葉県地域防災計画(平成22年5月改訂)」第3章 第5節 1 <u>5 避難所の開設(県総務部、健康福祉部、教育庁)</u></p> <p><u>(4) 市町村は、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようルールの作成に努める。</u></p>	183
23	3	94	市及松戸健康福祉センター(松戸保健所)は、震災時における応急防疫に関する計画を作成して実施するが、 → 市及 <u>ひ</u> 松戸健康福祉センター(松戸保健所)は、震災時における応急防疫に関する計画を作成して実施するが、	184
24	3	98	イ 第二段階 (イ) 柏健康福祉センター(柏保健所)による → <u>松戸健康福祉センター(松戸保健所)</u>	185
25	3	109	農林水産省指定倉庫 → <u>政府寄託倉庫</u>	186
26	3	129	千葉隊区長 → 千葉 <u>災害</u> 隊区長	187
27	3	129	陸上自衛隊第1空挺団(習志野) NTT電話番号表内 内線218、236(302) → 内線218、 <u>235</u> 、236(302)	188
28	3	131	3 派遣部隊の使用施設 イ 宿舎 → 3派遣部隊の使用施設 イ <u>宿营地</u>	189
29	3	148	<ul style="list-style-type: none"> ・(盲学校、聾学校及び養護学校(以下「特殊教育諸学校」という。)の小学校児童を含む) → <u>(特別支援学校)</u>の小学校児童を含む) ・中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学校生徒を含む。) → 中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び<u>特別支援学校</u>の中学校生徒を含む。) ・特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校及び各種学校 → <u>特別支援学校</u>の高等部、高等専門学校及び各種学校<u>の生徒</u> ・ 	190
30	3	162	(2)修理対象者 (4)費用 500,000円以内 → <u>520,000円以内</u>	191
31	3	167	大規模な災害が発生した際には、テレビやラジオ、新聞等 → 大規模な災害が発生した際には、 <u>インターネットや</u> テレビ、ラジオ、新聞等	192

3 2	3	170	表 専門（技術）ボランティアの活動内容と受入窓口 県受付窓口・外国語通訳、翻訳、情報提供 表内 総合企画部 政策推進室 → 総合企画部 <u>国際室</u>	193
3 3	3	176	<p>県計画を参考に修正を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 15 節帰宅困難者対策 → 第 15 帰宅困難者・<u>滞留者対策</u> ・第 1 帰宅困難者 → 第 1 帰宅困難者・<u>滞留者</u> ・「通勤・通学・買物等の目的で周辺地域から流入・滞在している者のうち、地震の発生により交通機関の運行が停止した場合に徒歩の帰宅が困難になる者」を帰宅困難者とする。→ 「通勤・通学・買物等の目的で周辺地域から流入・滞在している者のうち、地震の発生により交通機関の運行が停止した場合に徒歩の帰宅が困難になる者」を帰宅困難者とし、<u>帰宅困難者のうち大規模集客施設やターミナル駅等に滞留する人を「滞留者」とする。</u> <p>(参考) 県計画では下記とおりですのでご参考ください。 「千葉県地域防災計画（平成 22 年 5 月改訂）」第 3 章第 14 節</p>	194
3 4	3	177	<p>県計画を参考に修正を検討</p> <p>第 3 帰宅困難者対策の実施 → 第 3 帰宅困難者・<u>滞留者対策</u>の実施</p> <p>(参考) 県計画では下記とおりですのでご参考ください。 「千葉県地域防災計画（平成 22 年 5 月改訂）」第 3 章第 14 節</p>	195
3 5	4	9	<p>貸付金額 表内</p> <p>イ 上欄イの場合 → <u>上欄アと家財の損害が重複した場合</u></p>	196
3 6	4	1 1	<p>下記のとおり修正</p> <p>表 生活福祉資金の貸付内容 → <u>(修正内容は、千葉県社会福祉協議会のホームページ「生活福祉資金一覧」などを参考にしてください。)</u></p>	197
3 7	4	1 0	<p>県は、生活福祉資金貸付制度に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯、身体障害者世帯、知的障害者世帯及び高齢者世帯に対し、予算の範囲内で生活福祉資金の貸付を行うものとする。→ <u>県社会福祉協議会</u>は、生活福祉資金貸付制度に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯、身体障害者世帯、知的障害者世帯及び高齢者世帯に対し、<u>市社会福祉協議会が窓口となり</u>生活福祉資金の貸付を行うものとする。</p>	198
3 8	4	1 2	<p>第 6 農林漁業者への融資</p> <p>【総務班・物資輸送班（農政課）・県・公共職業安定所・防災関係機関】</p> <p>なお、申し込みは、天災資金については農業協同組合及び金融機関等へ、農林漁業金融公庫資金については農林漁業金融公庫、農業協同組合及び受託金融機関へ行う。 → なお、申し込みは、天災資金については農業協同組合及び金融機関等へ、<u>日本政策金融公庫</u>資金については <u>(株) 日本政策金融公庫</u>、農業協同組合及び受託金融機関へ行う。</p>	199

			県計画を参考に修正	
39	4	12	<p>2 融資表内</p> <p>(参考) 県計画では下記とおりですのでご参考ください。</p> <p><u>3 中小企業への融資 (県商工労働部)</u></p> <p><u>以下のとおり資金の融資及び利子補給の対策を講じる。</u></p> <p><u>(1) 経営安定資金の融資</u></p> <p><u>ア 市町村認定枠</u></p> <p><u>(ア) 融資対象者</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・激甚災害により被害を受けた者 ・中小企業信用保険法第2条第4項第4号の規定による認定を受けた者 <p><u>(イ) 融資使途</u></p> <p><u>設備資金、運転資金</u></p> <p><u>(ウ) 融資限度額</u></p> <p><u>1 中小企業者 8,000万円以内</u></p> <p><u>(エ) 融資期間</u></p> <p><u>設備資金 10年以内、運転資金 7年以内</u></p> <p><u>(オ) 融資利率</u></p> <p><u>年1. 7%～2.3% (融資期間により異なる。)</u></p> <p><u>イ 市町村認定以外枠</u></p> <p><u>(ア) 融資対象者</u></p> <p><u>知事が指定する災害により被害を受けた者</u></p> <p><u>(イ) 融資使途</u></p> <p><u>設備資金、運転資金</u></p> <p><u>(ウ) 融資限度額</u></p> <p><u>1 中小企業者 6,000万円以内</u></p> <p><u>(エ) 融資期間</u></p> <p><u>設備資金 10年以内、運転資金 7年以内</u></p> <p><u>(オ) 融資利率</u></p> <p><u>年2. 0%～2.6% (融資期間により異なる。)</u></p> <p><u>(2) 利子補給</u></p> <p><u>上記資金の融資を受けた者に対して、県が利子補給する。(条件については、災害の度合いに応じて別途定める。)</u></p>	200
40	4	18～19	<p>県計画を参考に修正を検討</p> <p>「復興」に関する記述を追加</p> <p>(参考) 県計画では下記とおりですのでご参考ください。</p> <p><u>「千葉県地域防災計画(平成22年5月改訂)」第4章第4節</u></p>	201
41	4	23	<p>3 中小企業に関する特別の助成表内 4 中小企業者に対する資金融通 [法第15条、令第28～32条の3]・再建融資の利率の引下げ (商工組合中央金庫) 政令で定める利率 (特別被害者については3%) → (4以降を削除)</p>	202

4 2	4	2 3	4 その他の特別の財政援助助成表内 4 母子寡婦福祉法 → 母子 及び 寡婦福祉法	203
4 3	4	2 3	4 その他の特別の財政援助助成表内 → <u>8 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例[法第25条 令第48条]</u> ・基本手当の支給	204